

2025年9月

お客さま各位

販売会社 SMBC日興証券株式会社

外国投資信託
「DWS ワールド・ファンズ - DWS 南アフリカ・ランド・短期債・ファンド」
の繰上償還に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、お客さまにご保有いただいております「DWS ワールド・ファンズ - DWS 南アフリカ・ランド・短期債・ファンド」（以下「ファンド」といいます。）の管理会社から業務委託を受けたドイチェ・アセット・マネジメント株式会社より、ファンドを2025年9月30日付で繰上償還することを決定した旨の連絡がありましたので、お知らせいたします。

1. 繰上償還について

ファンドの海外関係法人が、業務からの一部撤退を決定、それに伴う買戻し請求を受けたこと、さらにファンドの純資産の状況等を踏まえ、受益者の皆様の最善の利益を考慮し、ファンドを終了させる判断を行いました。

2. スケジュール

2025年9月11日（木）：換金（買戻し）申込みの最終受付日
2025年9月30日（火）：償還日

繰上償還代金は2025年10月8日（水）にお支払いする予定です。

*償還代金のお支払予定日は、海外からの代金の入金日によって、遅れる場合もありますので、ご留意ください。

同封いたしました管理会社から業務委託を受けたドイチェ・アセット・マネジメント株式会社からのお知らせもあわせてご高覧ください。

ご不明な点等がございましたら、弊社お取引店の担当者までお問い合わせください。

なお、既にファンドをご売却いただいておりますお客さまにおかれましては、行き違いのご案内となりますことをご了承ください。

皆様のご愛顧に心より感謝申し上げます。今後とも一層のお引き立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

敬具

2025年8月

受益者の皆様

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

「DWS ワールド・ファンズ – DWS 南アフリカ・ランド・短期債・ファンド」
繰上げ償還について

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、これまでご愛顧頂いております「DWS ワールド・ファンズ – DWS 南アフリカ・ランド・短期債・ファンド」(以下「当ファンド」といいます。)につきましては、ルクセンブルグの管理会社からの書面のとおり、当ファンドの海外関係法人が、業務からの一部撤退を決定、それに伴う買戻し請求を受けたこと、さらにファンドの純資産の状況等を踏まえ、受益者様の最善の利益を考慮し、当ファンドを2025年9月30日付で繰上償還する決議が、2025年8月20日に管理会社で行われたことをご案内申し上げます。下記のスケジュールと、次頁の管理会社からの書面の翻訳をご参照ください。

償還までの間、原則として、当ファンドは運用の基本方針に沿った運用を継続してまいります。償還準備のため、償還日以前に現金化する予定です。

償還金は海外の償還金支払日(予定)の2025年10月3日以降、販売会社の本支店を通じてお支払いいたします。また、ご換金のお申込は2025年9月11日まで可能です。

皆様のごこれまでのご愛顧に心から御礼申し上げますとともに、今後とも一層のお引き立てを賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

謹 白

記

【今後の償還までのスケジュール(ルクセンブルグ現地時間)】

2025年8月20日	当ファンド取締役会による決議
2025年8月29日	償還にむけて当ファンド保有資産の現金化
2025年9月11日	換金(買戻し)申込みの最終受付日
2025年9月30日	当ファンドの償還日、償還金支払いのプロセス開始
2025年10月3日以降	償還金の支払い予定日(日本における支払い予定日は翌営業日以降を予定しております)

以上

【 管理会社からの書面の翻訳 】

DWSインベストメント・エス・エー
ルクセンブルグ1115、ブールバール・コンラ・アデヌール 2 番
(商号登記：ルクセンブルグ B25.754)

契約型投資信託の

DWS ワールド・ファンズ –DWS 南アフリカ・ランド・短期債・ファンド (K1273) の受益者の皆様へのお知らせ

DWSインベストメント・エス・エーの取締役会（以下「取締役会」といいます。）は、DWS ワールド・ファンズ –DWS 南アフリカ・ランド・短期債・ファンド（以下「ファンド」といいます。）の約款第 15 条にしたがって、2025 年 8 月 28 日（以下「清算手続開始日」といいます。）を効力発生日として、ファンドの清算手続を開始することを決議しました。

I. 決定の理由

取締役会は、ファンドが今後大量の買戻し請求を受けること、ファンドの現在の純資産総額が不十分と考えられる水準にあること、および、今後の成長が見込まれないものと認識しております。これらの状況の結果、受益者の最善の利益を考慮したうえで、ファンドにおいて、もはや、経済的に効率的な管理・運用を行うことができないと判断いたしました。

II. 要項

ファンドの受益証券の募集は、本通知の日付と同じ 2025 年 8 月 28 日に停止されます。ファンドの受益証券の買戻しは 2025 年 9 月 12 日に停止されます。2025 年 8 月 27 日の締切時間（ルクセンブルグ時間の午後 1 時 30 分）までに受領された取得申込みまで、および 2025 年 9 月 11 日の締切時間（ルクセンブルグ時間の午後 1 時 30 分）までに受領された買戻し申込みまでが処理されます。

投資運用会社は、2025 年 8 月 29 日からファンドのポートフォリオの清算を開始します。清算手続の期間中は、ファンドのポートフォリオに関し、受益者の最善の利益を考慮した販売目論見書に記載された投資戦略および／またはリスク分散化要件から、随時逸脱する可能性があります。

ポートフォリオの清算に係る取引費用を除く清算関連費用（例えば、外部監査費用、清算に必要な書類の作成・提出費用、通知費用）は一括報酬（管理報酬）に含まれ、ファンドの価格に日々

計上されます。ポートフォリオの清算に係る取引費用は、2025年8月28日時点のファンドの純資産総額に引き当てられ、ファンドによって負担されます。

投資運用会社による全資産の清算が完了し、全ての費用が考慮された後、2025年9月30日（以下「清算完了日」といいます。）に、受益者に対する清算償還金の支払いが行われます。ファンドの終了時には、受益証券の募集および買戻しに関して販売目論見書に定められた期日設定にかかわらず、3銀行営業日を上限とする受渡日をもって清算償還金が支払われます。

ルクセンブルグ金融監督委員会の承認を条件として、マイケル・モーア氏が代表を務めるDWSインベストメント・エス・エーがファンドの清算人を務めます。

清算完了日に権利を有する受益者に対して支払うことができなかった清算償還金は、ルクセンブルク大公国の供託所（Caisse de Consignation）に預託されます。権利を有する受益者は、30年以内であればいつでもその清算償還金を請求することができ、請求しない場合には、当該清算償還金はルクセンブルク大公国の所有に移転することになります。

ルクセンブルグ、2025年8月
DWSインベストメント・エス・エー